

博物館相当施設という選択と大学博物館

佐々木奈美子¹, 吉住 磨子²

Choice of the University Museum as a Museum-Equivalent Establishment

Namiko SASAKI, Mako YOSHIKUMI

要 旨

「大学博物館」の設置主体である国（国立大学法人を含む）や学校法人は、博物館法に記載されている「登録博物館」の設置主体に含まれていない。現状では、それぞれの大学博物館は、「博物館相当施設」としての申請を行うことで博物館法との接点を持つか、申請せずに設置・運営をするかのどちらかを選択しなくてはならない。博物館法は、博物館を「社会教育のための機関」と位置づける社会教育法に基づいて定められた（第1条）。一方、大学博物館は、大学に附属する施設として学校教育法という、博物館法とは別の体系にも所属している。「博物館相当施設」となった大学博物館は、社会教育と学校教育が交わる境界の上で、様々な目的を果たす事業を同時に展開させていかなくてはならない。「博物館類似施設」として、行政的には博物館法の下にない大学博物館の場合も、ユニバーシティ・ミュージアムに対して期待されている機能・目的・条件を指針として設置・運営される必要があり、その内容は博物館法における登録博物館に対する要件と平行なものである。概して予算や人的体制で地域博物館よりも制限のある大学博物館が、博物館としての使命を果たし、さらに大学博物館だからこそ可能となることを見据えていくために、ボーダーに位置することによる課題の所在を明らかにしつつ、この二重構造がもたらす状況と展望について解析したい。

I. 博物館法における博物館

博物館法には、二つの法が先行する。昭和22年の教育基本法の7条の2で「国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によって教育の目的の実現に努めなければならない」¹とされ、次いで、昭和24年の社会教育法の9条で「図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする」と示された。さらに2年後の昭和26年、この社会教育法に基づいて制定されたのが博物館法である。全29条は5章（1：総則 2：登録 3：公立博物館 4：私立博物館 5：雑

¹ 佐賀大学 学務部教務課 主任/佐賀大学美術館学芸員

² 佐賀大学 文化教育学部 美術・工芸講座/佐賀大学美術館副館長

本稿については、Vを吉住が、I～IV、VIを佐々木が担当した。

1 平成18年12月の改正により12条の2となった。現行の条文は後半が変更されて以下の通り。「…図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない」。

則) から成る。

1章：総則、冒頭1条が博物館法の〈目的〉である。「この法律は、社会教育法の精神に基づき、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする」。このように、戦後、日本の博物館は、博物館法において「社会教育機関」として位置付けられてきたことを最初に確認したい。

続く2条が博物館の〈定義〉となる。「博物館とは何か」に対する典拠ともいべき条文である。「この法律において『博物館』とは、歴史、芸術、民族、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し²、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人³（独立行政法人を除く）が設置するもので次章の規程による登録を受けたものをいう⁴。本条文前半においては「博物館」という機関の機能及び目的を示し、後半で、そのような母集団のうち博物館法が適応されるのは設置主体が地方公共団体か所定の法人⁵であると読めるので、この2条の前半をもって「博物館の定義」として引用されることが多い。

問題は、設置主体が地方公共団体や所定の法人でない博物館の場合である。2章：登録の10条にある「博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会に備える博物館登録原簿に登録を受けるものとする」という条項との整合性は、博物館学を学び始めた人が最初にぶつかる疑問と言っている。実践では、たとえば、国立の施設が博物館法の規制外にあり、東京国立博物館や京都国立博物館、国立西洋美術館でさえも登録博物館ではないことは、その是非は別として周知のことである。

また、学校法人も、博物館の設置主体として2条に列記される法人の中に含まれていない。すなわち、大学博物館は、国公私立、収集資料の種別に関係なく、博物館法における「登録博物館」となることはできないのである。

II. 博物館の種別

大学博物館が博物館法と関係を持つためには、「博物館相当施設」としての申請をし、受理されるという方法がある。相当施設に関する規定は、博物館法の最終5章：雑則の29条にある。「博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立行政法人が設置する施設にあっては文部科学大臣が、その他の施設にあっては当該施設の所在する都道府県の教育委員会が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものについては、第27条第2項の規定⁶を準用する」。条文の「博物館に相当する施設」の指定については、博物館法施行細則19条〈申請の手続〉及び20条〈指定要件の審査〉に具体

2 幅広い資料を総体的に収集、保管、展示する、いわゆる博物館と、限定された種類の資料を扱う単科博物館の間に法的・行政的区別はない。「美術館」は芸術に関する資料を中心にすえた単科博物館。動物を扱えば「動物園」で、水生動物に特化すれば「水族館」である。さらに、種別や地域その他により限りなく細分化が可能。また、エコ・ミュージアム、歌手やアニメ・キャラクターの名を冠する施設など、果てしなく多様化も可能であり、それぞれ博物館法上の要件を満たすことにより登録博物館となることもできる。

3 政令で定めるその他の法人とは、日本赤十字社や日本放送協会などの特殊法人。なお、平成18年6月に公益法人制度改革三法が公布され、平成20年12月に施行された。移行措置期間が終了を迎えた本年、石橋美術館から財団が撤退すると報道されるなど、博物館を取り巻く状況に変化が起きている。

4 括弧内の付記を一部省略して引用。「次章の規程」とは2章：登録10-17条の登録条件のこと。

5 続く2条の2により、地方公共団体が設置する機関を「公立博物館」、それ以外を「私立博物館」としている。

的な記載がある。審査の対象となる①必要な資料の整備、②必要な施設及び設備の所有、③学芸員に相当する職員、④一般への施設・設備の公開、⑤年間100日以上の開館という5つの要件を確認できる書類・図面・目録等を、国・独立行政法人設置の施設は文部科学大臣に、それ以外は所在する都道府県の教育委員会に提出することとされている。

一方、登録博物館の要件については、博物館法12条（登録要件の審査）で①必要な博物館資料、②学芸員その他の職員、③必要な建物・土地、④年間150日以上の開館の4項目があげられている。明らかな相違は求められる開館日数の数字ぐらいで、設置主体についての制限の有無を別とすれば、登録博物館と博物館相当施設の間に決定的な違いは見当たらない。

登録博物館、博物館相当施設以外に、両者の基準となる要件を満たさない、あるいは、満たしていても申請しないことを選択した館として、「博物館類似施設」がある。現在はこの、いわば、博物館法と接点を持たない第3の分類に属する博物館が最も多い。平成20年度に行われた社会教育調査の結果によれば、所在地の都道府県教育委員会等が存在を把握している博物館5,775館の内訳は、「登録博物館」907館、「博物館相当施設」341館、「博物館類似施設」4,527館であった⁷。類似施設が、博物館として設置・運営されている施設のうち、実に78.4%を占めているのである⁸。他にも教育委員会等が把握していない博物館が一定数存在する可能性はあるが、それらは必然的に類似施設に属するため、調査の精度をあげたところで数値は上がることはあっても下がることはない。

なぜ博物館類似施設の割合が、全体の8割を占めるほど高いのか。一つの理由として、登録要件を満たさない内容、規模の施設も含めて全国に「博物館（ミュージアム）」という建物が無数に存在し、かつ、増加傾向にあることがあげられよう。だが、そればかりではなく、博物館法の適用を受けなくとも館の運営に大きな支障はないという現場感覚による判断、選択も無視できない。登録博物館・博物館相当施設にならずとも自由に「〇〇博物館（△△ミュージアム）」と名乗ることができ、一般にも認知され、なんら罰則もないとすれば、事実上のデメリットはない。税制上の特別措置や公立博物館の国庫補助といったメリットが自館の利益に直結しない限り、あえて類似施設であることを選ぶ館も少なくない。

また、社会教育法に基づく博物館法の下にある、すなわち、社会教育施設である博物館には、公益性、公共性を維持することが求められる。現実には多くの博物館が入館料、観覧料を徴収しているが、それらは原則として受益者負担という観点から行われている⁹。今日、博物館の在り方が多様化していく中で、企業が指定管理者として運営にあたる館も増え、事実上の施設貸出しによるメガ展覧会の開催なども、都心

6 27条の2「都道府県の教育委員会は、私立博物館に対し、その求めに応じて、私立博物館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる」。

7 『博物館に関する基礎資料』国立教育政策研究所及び社会教育実践センター、2014年3月、VII 博物館に関する基本データ、638頁。

8 昭和62年度の同調査では全2,311館中博物館類似施設が1,574館で68.1%であった。21年間で総数が2.5倍になり、類似施設の割合は10%上昇したことになる。昭和最後10年間の博物館数の増加の理由としては地方公共団体のハコモノ行政が取りあげられるが（例：全国大学博物館学講座協議会西日本部会編『新時代の博物館学』芙蓉書房出版、2012、87頁）、平成の倍増は、博物館類似施設の割合の増加からも、博物館に期待される機能の多様化が背景にあると推測される。また、平成15年に導入された指定管理者制度については、平成20年度には登録・相当施設704館中134館、公立の類似施設3,467館中965館が導入し（前掲『博物館に関する基礎資料』540頁）、いずれも前回調査より大きく増加して、設置主体についての考え方をより複雑にしている。

9 博物館法23条（入館料等）「公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる」。また、後述する国際博物館会議（ICOM）による博物館の定義は、時代に応じて変化し続けているが「ただひとつ変わらないのはnon-profit makingであること」とされている（『新編博物館概論』同成社、2011、32-33頁）。

部を中心にごく普通の光景になっている。博物館法にあえてこだわらず、維持費・運営費を越えた利潤を追求する館が出てきても不思議ではない。

他にも、所蔵品を持たず、「ギャラリー」としての実体ながらミュージアムと名乗る例、設置主が館に専門職員を置くことを厭うケース、より単純に、特にメリットもデメリットもないなら申請の手間も時間も惜しいという例などが考えられる。

この状況の是非や博物館法改正についての論議はここでの主題ではないが、大学博物館の問題を考えるためには、このような博物館全般をめぐる状況を理解する必要がある。その上で、個々の大学博物館は、相当施設の申請をするか否かの判断や、大学附属施設ならではの課題、学校教育と社会教育という二面性の問題に直面していかねばならない。

Ⅲ. 博物館相当施設となること

明治大学博物館が1994年から継続的に調査を重ねて、2006年1月段階の国内の大学博物館181校281館園の調査結果をまとめている¹⁰。原則非公開とされている38館園を除く243館園のうち博物館相当施設としての申請をその時点で行っていた館は72館で、全体の29.6%となっている。申請した館は3割弱で、残りの7割強が博物館類似施設という状況である。この数字を違う角度から見ると、上述したように8割が類似施設である博物館総体と比較すれば、大学博物館群の方が、むしろ、博物館法へのコンタクトに対して若干積極的である状況が浮かび上がってくる。

では、なぜ一般博物館よりも大学博物館の方が、類似施設の割合が低い（＝博物館法に接触している割合が高い）のだろうか。登録博物館となる大きなメリットとして、私立館などでは税法上の優遇があり¹¹、他にも、たとえば、省庁の文化事業助成を受けようとする場合に「博物館法の相当施設以上」とされていたり、何らかの事業へ参加するだけでも同様の条件が付されているケースはある。しかし、それらは博物館全体に等しく与えられていることなので、そのような事由とは別に、大学博物館に特有の理由を探る必要がある。

設立5年、10年を経た館の運営の中核にいる学芸員が共通してあげるのは、博物館相当施設となることによって、当該館が博物館法とリンクした実習館となるという点である。学芸員資格自体は取得が難しくなく、年間1万人とも言われる資格所有者が誕生している。それだけ、学芸員養成課程を持つ大学は全国に無数にあるわけだが、他の勉強の片手間にも取れる資格の一つとして、必ずしも専門的な訓練を受ける機会や環境が学生たちに与えられているわけではない。特に問題なのは、最も大切な博物館実習のA to Zが、地域館に委ねられているケースが少なくないことである。限られた学外実習の期間を実りあるものにするためには、本来ならば、先立つ大学内での実習によって基礎的なスキルや意識を高めておくことが大切なのだが、残念ながらそこまで仕上げられた状態で地域館での実習に臨む学生は少ない。業務の時間と労力を割いて対応してくれる受入れ先に対して失礼だが、その非を学生たちに求めるのは間違いであろう。彼らに十分な事前実習の機会、学芸員として仕事をする意識を身につけるための時間が与えられない

10 「明治大学博物館研究報告」第11号、明治大学博物館事務室、2006年、15-39頁。2011年に発行された『博物館学事典』（ワイズ書籍）の「大学博物館」の項では、2007年時点の大学博物館数を162館（設置大学130校）とし、また、緒方泉編『日本ユニバーシティ・ミュージアム総覧』（昭和堂、2007）では、2007年2月段階で204館（設置大学161校）としている。数値に開きがあるのは、対象施設の範囲をどうとるかによる。今回は、分母の大きい（小規模館まで含めている）明治大学博物館のデータに依拠した。

11 相当施設が優遇される例に「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」附則「租税特別措置法」によるものがある。同法に基づいて登録された美術品（「登録博物館」か「相当施設」への寄託が条件）は相続税の物納に際して不動産よりも高い優先順位を設定できる。

従来のシステムに問題があったのである。

平成7年6月、大学博物館にとって一つのエポックとなった「ユニバーシティ・ミュージアムの設置について（中間報告）」¹²が出された。言葉を借りるが「その内容は、まさに『大学博物館の勧め』の一言に尽きる」ものだった¹³。さらに翌年1月の本報告が出され、ユニバーシティ・ミュージアムの必要性、その機能等について、今も続く指針となっている。背景には、それまでの学芸員養成システムにおける実習不足を問題視してきた現場の実感があり、それも大学博物館設立を推進する一つの原動力であったことは間違いない。まさに同じ年の4月に出された「社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方法について」のV「学芸員」の章に、博物館実習の一層効果的な実施のため、大学における事前・事後の指導を充実する必要があること、学芸員を養成する大学側と実習を受け入れる博物館側で緊密に協力すること、大学においては「大学博物館を整備することにより、学芸員養成教育の場を自ら責任を持って確保する努力も求められる」¹⁴とあり、二つの報告の間に同じ関連した状況判断があることは明らかである。大学博物館の設立経緯は各館各様でその機能はかくあるべきとは一概には言えないが、少なくとも新設の大学博物館においては、学内実習のための施設として、そこで高度な実務実習が行われなくては、設立の今日的な意味が半減する。

もちろん相当施設でなくても、類似施設としての大学博物館でも、あるいは、一定の機材と場所さえあれば、学内実習は可能である。だが博物館相当施設を持つことは、属する大学が「任せる側」から「受入れる側」へと転換しようという表明になる。他校の学生や、生涯学習を希望する地域住民をも受け入れられる博物館を大学が抱えることの意味は大きい。これまで通りに実習の仕上げは地域館へと、いわば他流試合に送り出す形を取る場合でも、事前に実践的な準備ができることに加え、実習館同士の対等な立場で、地域館と連携した一体的なプログラムの開発や共有が行えることは、大きな強みである。

将来に目を向ければ、受入れ館となった大学博物館では、地域の学芸員や文化施設で働く職員を対象とした大学院レベルのリカレント教育を行う場としての新たな展開が見えてくるだろう。実現すれば、日常業務と平行したスキルアップの機会を提供し、これも大きな問題となっている増加する一方の非正規学芸員に対して、次の一步に向けた支援ができる。学芸員の育成に、きわめて長期的なスパンで大学及び大学博物館がかかわること、また、複数の大学博物館が共同・連携してそれを行っていくことで、地域の博物館や文化施設、それを取り巻く商工業界まで含め、信頼されるキュレーターたちによるネットワークが構築されていくなれば、地域の文化振興に対して大きな貢献が可能になる。

もう一つ、相当施設となることの魅力は、博物館が属する世界、軽薄な言い方になるが今のミュージアム業界での“お墨付き”として、大学博物館が選択できる現行唯一のツールということである。大学博物館は、わずかな例外を除けば、地域の主要館と比較した場合に規模、設備、予算、体制等において見劣りすることは否めない。すぐれたコレクションを有していれば、それは非常に大きな力になるが、そこまででもない場合は、たちまち時間から取り残されたように物も人も動かなくなってしまう。一口に大学博物館といっても、設立経緯も目的もさまざまであるため、重要な標本等を保管することで十分に役割を果た

12 文部省学術審議会学術情報資料分科会学術資料部会から報告。これを「きっかけに、従来の学部や学科への係属ではなく、全学共通化・総合化された新しいタイプの大学博物館として、国立大学を中心にユニバーシティ・ミュージアムが整備されてきた...」（伊能秀明監修『大学博物館事典』日外アソシエーツ、2007、4頁）。

13 西野嘉章『大学博物館—理念と実践と将来と』東京大学出版会、1996年、3頁。引用部分に続いて「社会は大学博物館の必要性を再認識し、文部省もまたそれを設置する方向に動き出すべきであるという、趣旨も明快な提言だったからである」。

14 生涯学習審議会社会教育分科審議会による報告。前掲『博物館に関する基礎資料』433頁。

す場合もある¹⁵。しかし、多様化する機能、特に社会教育施設としての役割も期待され、他の地域館との間で作品の貸借をすること、あるいは、協働で事業を運営することなどが期待される館にとっては、博物館相当施設となることで、博物館法の基準を満たす施設という一種の“資格”を得ることへの期待があっても不思議ではない。申請は、作品の所蔵、管理、専門職員の存在、公開するための施設等についての審査を経た上で受理されるからである。

運営上必須ではないにもかかわらず、国内の大学博物館の3割がすでに博物館相当施設となり、さらに増え続けているという事実自体も、選択の方向へと新設館を促している。今後の推移については、学芸員養成課程をめぐる現状からも、しばらくはこの傾向が続くものと考えられる。よく言われることだが、資格を取得した者のうち実際に学芸員になれるのは、およそ100人に1人。この「1%」という数字は（一部の大学卒が相当数の椅子に座っていくため、実践ではさらに厳しい印象がある）、博物館学の講義冒頭で宣言されることが多く、一般にも知られるようになってきている。だが、この数字の意味するところや、しっかりと現場のニーズを把握した上での現状分析がなければ、学生の方は脅された気がして困惑するしかないだろう。厳しさを示し、それに対する覚悟をうながす以上、状況を打開するための具体的な策と展望を示すことができなければ、モチベーションを下げるだけに終わってしまう。一方で、現場からは、公募をかけても期待するような人材が来ないという声も聞く。選び抜かれた「1%」でさえ、即戦力とならないケースがままあるのである。逆に言えば、養成のシステムを見直し、地域館や文化施設がどのくらい手が出るほど欲しがるといった人材を育成すれば、1%の壁を超える余地は十分にある。しばらくの間は過渡期になるかもしれないが、各地の大学博物館で後進育成についての真摯な取組みが動き始めている今、博物館法との関係ひとつとっても、取れる手段は全て取っておきたい、という真剣な姿勢が現場の学芸員たちには見られる。結果として、博物館法離れが進行している一般博物館よりも、博物館法上では登録もされない大学博物館群の方が、社会教育法の下にある博物館法にかかわろうとする施設の割合が高い、という奇妙にねじれた現象が起きている。

IV. 大学博物館のジレンマ

以上、博物館総体と比較すると、大学博物館の方が類似施設の割合が低く、博物館法と関係を持っている館の比率が高いことを示した。だが、大学博物館のうちの7割は相当施設の申請をしていないことも事実である。その理由としては、学内の空きスペースに設けられた小規模館が少なくないことや、何より、博物館類似施設のままで運営上特に支障がないことがある。

ある程度の規模の館の場合、必要な書類をそろえて文部科学省か都道府県の教育委員会に申請書を提出して、認められれば博物館相当施設となる。しかし、やすやすと審査が通りそうな館でも、あえて類似施設のままの館もある。本章では、相当施設となることをためらわせる、大学博物館が抱える構造的な問題を確認していきたい。

1：博物館法のしほりを制約と考える例

現状、専任の職員がいて、コレクションを管理でき、年間100日以上開館できていたとしても、今後もそれを維持できるとは限らないと判断する場合である。開館して資料を公開し続けることは、相当のエネルギー（必須の人員費、光熱水費、セキュリティにかかる費用）を必要とする。セキュリティの問題一つ

15 大学博物館の現状と分類については以下を参照した。安高啓明『歴史のなかのミュージアム～魯威の部屋から大学博物館まで』昭和堂、2014年、195-197頁。同書の中で、運営形体の特徴から、日本の大学博物館の類型を①全学型（各学部を平等に展示。国立総合大学等）、②独立型（大学の精神や、現在と過去の事績を顕彰。私立学校に多い）、③学部型（他学部との関係が薄くなるが、学部の研究を反映し、実践教育の拠点となる）の三つに分類している。

とつても、公開されている博物館では、開館時間内はあらゆる人々を受け入れることが前提となるため、誰が来ても対応し、必要があれば学内の警備員、外部の警備保障の委託管理会社、地元警察、消防等に連絡して、館内の人と作品を守らなければならない。朝、鍵を開けて、夕方閉めるだけではすまないのである。また、常設展示のみならず、一般博物館に準じた企画展などを運営するためには、さらに必要な人員・予算を割振らねばならない。大学の広告塔として、それだけの価値があるかどうか、ということになる。

その点、学校内の施設の一つということであれば、公開といいつつセミクローズドに近い形で、開館日数も制限するなど、身の丈にあった運営が可能である。多くの大学博物館が、たとえば、鍵のかかったガラステラスに入れられた（監視コスト削減）常設展示（展示替え・広報等のコスト削減）で、平日のみ短時間の開館（人員・光熱水費の削減）としているのは理由のないことではない。週1日、あるいは2日のみ開館する館も少なくないし、寺院の御開帳のように年に数日だけ開館する館も実在する。薬学部系の植物園などに多い例だが、基本は非公開とし、希望があった時のみ見学という形で公開する施設も一般的である。危険を未然に防ぐという意味で当然の配慮であるし、原則として学生のための教育施設である以上、それで何も問題はない。

現在所与の条件から将来像までを見切って、大学博物館をどのような方向へと進め、落ち着かせていくのか。それは、それぞれの大学の判断によるだろう。

2：敷地、所蔵資料の境界の問題

博物館相当施設の申請には、所蔵品リストや施設に関する資料の提出が求められる。独立館としての博物館が前提とされているわけだが、大学美術館の場合は、大学の敷地の一部に建てられることが多く、建物面積、延べ床面積は出せても、敷地面積に相当するものはない。コレクションについても、同様のことがいえる。学内にある作品の所属は、大学蔵、学部蔵のほか、各センターや学科、研究室に保管されているものの、所属があいまいなものも多い。相当施設の審査の上では、大学博物館の状況は斟酌されているのか、敷地面積については大学キャンパスの、また、所蔵品については実態管理をしている作品のリストをあげることで受理されているようである。博物館法自体が理念法であるため、審査する側も杓子定規に数字をはめるといふより、施設や予算、コレクション等について、博物館運営ができる条件を実質的に満たしているかどうか判断の基準にされているようである。

ただ、申請は問題なく受理されたとしても、敷地面積はともかく、所蔵品の帰属については、資料の保全の問題にかかわるため、本来ならば博物館の開館までにしっかりと学内調整を行っておく必要がある。博物館の収蔵品は把握され、整理され、管理される必要があるが、その対象を博物館の収蔵庫に収められている資料に限るのか、学内かつ館外の作品についても一部は保管・管理の対象とするのか、ということである¹⁶。要は、博物館の心臓である台帳の問題となってくる。所属先がどこであれ大学にかかわる全ての資料について把握、研究の対象とすることは重要なことだが、展示方法や保管方法にまで博物館が関与するかどうかということである。特に大学が総合大学で、博物館が単科博物館の場合は、館で収蔵・管理できる資料が限定されるため、その辺のアウトラインについては早い段階で決めておく必要がある。

16 一例だが、外部からの貸出申請があった場合、博物館は責任を持って所蔵品の貸借の業務にあたる必要がある。一連の流れとしては出品依頼の受付と対応、当該作品の状態チェックと調書の作成、出品の可否の判断、依頼文書の宛先、実際の搬出入の立会い（依頼主と共に状態の確認をすることが望ましい）等があるが、大学博物館の場合、それぞれの対応が異なる部課で行われる場合もあるので、互いに密に連絡調整を行い、博物館の業務に理解と協力を得られるよう努めなくてはならない。

3：学校教育施設か社会教育施設か

博物館には多種多様な種類がある。たとえば、北海道の網走には「博物館網走監獄」があり、神奈川県川崎市には一昨年「ドラえもんミュージアム」がオープンした。博物館（ミュージアム）の中には、地域への集客や経済効果に貢献する観光施設としてその役割を果たすものも少なくない。博物館全体の2割である登録博物館及び博物館相当施設の内には、動物園が29（登録1、相当28）、水族館が41（登録8、相当33）含まれている¹⁷。これらの施設は、博物館法の下にある社会教育施設として来館者の学習を支援しつつ、同時に、観光施設として、週末には多くの家族連れやカップル等にレクリエーションの場を提供している。博物館は、種別により、複数の価値観が混在する場所であり、時には全く異なる目的を同時に満たす必要がある。

大学博物館の場合、大学の附属施設として教育機関に属するが、博物館法における博物館としての顔を持つ限り、同時に社会教育施設としても機能しなくてはならない。同じく「教育」という名前がつくものの、その在り様は大きく異なる。学校教育は、学生という、それを受けることを前提とした集合が主たる対象だが、社会教育施設は、エントリー不要のあらゆる人々に対して開かれている。主体は、利用者である。博物館がすべきことは来館者に学習の機会を提供する、あるいは、来館者個々の主体的な学習を支援することであって、もし、大学博物館が一般来館者に対して“教育”しようなどと勘違いすれば、そこは、もう博物館ではない。学習の機会ですら、それを提供することは博物館側にとっての義務であり、受け取るか受け取らないかは来館者の権利としてその判断に委ねられている。行政サービスの観点からも、トイレを借りてもお客様、なのである。

博物館とは、博物館法2条の条文により、資料を収集、保管、展示して、さらに「教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関」と定義されていることを、上で見た。もう一つ、よく引用されるものに、国際博物館会議（ICOM = The International Council of Museums）の規約に基づく国際基準による定義がある。「博物館とは、社会とその発展に貢献するため、有形、無形の人類の遺産とその環境を、教育、研究、楽しみを目的として収集、保存、調査研究、普及、展示を行う公衆に開かれた非営利の常設機関である」¹⁸。はっきりと「楽しみ（enjoyment）」が目的の一つにあげられている。多くは小～中規模である大学博物館が教育と研究とお楽しみの全てを十全に提供しようとするのは、実際は容易ではない。館によってどこかに重きを置くことになるのも無理はない流れであろうが、それでも、博物館がこれらの目的を期待される施設であるということは常に念頭に置いておく必要はある。

教育機関と社会教育機関のはざまにある大学博物館は、両者の特性とその違いについて、常に意識的でなければならない。区別ができていてこそ、それぞれの良さを融合させていくことも可能であろう。おそらくどの大学博物館でも、利用者割合によって比重は変わるにしても、重層的、複眼的な視点を持って学生や来館者に接していると思われる。卑近な例でいえば、開館時間内に来館する限りはトイレだけ使われ

17 平成20年段階。前掲『博物館に関する基礎資料』619-621頁。

18 'A museum is a non-profit, permanent institution in the service of society and its development, open to the public, which acquires, conserves, researches, communicates and exhibits the tangible and intangible heritage of humanity and its environment for the purposes of education, study and enjoyment'. (ICOM HP より引用) 「ICOM 規約」第3条の〈用語の定義〉第1項「博物館」。ICOMは1946年にユネスコのもとに創設され、この「博物館」の定義については、美術館をめぐる世界の状況を加味しながら進化し続けている。本文は、2007年8月ウィーンで行われた21回総会で採択されたもの。国内の印刷物等でよく引用されている2001年7月の採択文との相違点は、形あるものだけではなく形のないもの（the tangible and intangible heritage of...）も資料と認められたところ。

でもお客様だが、学生が同じことをしたら、ついでに展示も見て行くようにと教育的指導くらいはする。

最近の出来事だが、ある学生に対して、展示を見に来られた時にはお客様として、授業の一環で来た時には学生として接し、展示室使用団体の一人として来館した時には仕事の相手として容赦なく対等に扱うという事例があった。美術館に行くたびに様々に応接されてさぞ面食らっただろうが、日常の延長のあらゆる場面で真剣に対応していく姿を見せることも、生きた教材としての学芸員の役割であろうと考えている。

V. 佐賀大学美術館のケース——博物館実習をめぐる議論の中から

本稿の著者2人は、平成25年10月に開館した佐賀大学美術館に勤務する者である（佐々木は、美術館の理念や設計が既に固まった平成25年4月から当館に勤務）。佐賀大学美術館の設立準備の経緯については、開館記念展図録¹⁹に記されているので、ここでは省くが、美術館の開館後、「博物館実習」を当館で行うか否かは、当初から設立準備委員会の議論に含まれていた。

佐賀大学では、博物館学芸員養成課程を平成元年の教育学部総合文化課程の設立時からスタートさせていた。四半世紀の間に学芸員資格を取得した学生は400名を優に超えるが、この間、佐賀大学では、博物館実習を学外の国公立の博物館・美術館に全て依頼してきた。そのような状況の中、大学美術館設立が決定され、それに伴い、大学美術館における博物館実習の可能性についての議論が始まったのは自然の流れであった。数ヶ月に及ぶ議論の末、メンバーに学外委員も名を連ねた設立準備委員会が出したのは、博物館実習は従来どおり、学外の施設において行い、大学美術館はその補助的な役割を担うという結論であった。現状では、佐賀大学美術館は、平成24年からの博物館法の改正によって博物館実習の中に取り込まれた「大学内実習」の一部について、当該学部（現在学芸員課程をもっているのは、文化教育学部）に協力することになった。

一方、佐賀大学美術館の設計準備委員会も、設立準備委員会での議論とのキャッチボールを繰り返しながら、博物館実習について議論を繰り返した。博物館実習を大学美術館で行うのであれば、どのような実習が可能で、そのためにはどのような「実習室」を作る必要があるか等、についての議論が繰り返された。結局、「実習室」として使えるスペースは、設計に取り込まれないことになった。

佐賀大学美術館と「博物館実習」の関わり、そしてその中で「実習室」をどうするかという議論が、このように消極的な結論に至った背景には、容易に推測が可能であろうが、予算の問題があった。専任の教員を配置することが叶わず、常勤学芸員は1名のみ、しかもその学芸員は研究・教育職ではなく、事務職として採用されることになった。このような状況では、佐賀大学美術館において、学生の「博物館実習」の指導は事実上、不可能となり、ましてや学外からの実習生を受け入れることなど困難であろうというのが、その時点での判断になった。

一方、「博物館相当施設」と「博物館類似施設」の問題についても設立準備委員会委員の間で議論があったが、それが尽くされていたとは言い難い。現段階において、佐賀大学美術館が「相当施設」と「類似施設」のどちらの道を選択すべきかという問題を改めて考えることは、佐賀大学美術館の今後を考える上で重要である。

佐賀大学美術館の「博物館実習」と博物館の登録の問題に関わる議論において、これまで抜け落ちていたポイントの一つは、前述のリカレント教育をも視野にいれた長期的なスパンで学芸員の育成に大学及び

19 佐々木奈美子「ともに育つ現場へー佐賀大学美術館の船出」『美術・工芸教室60年の軌跡 I -特美の育成者たち』佐賀大学美術館開館記念特別展図録、2013年、10-13頁。

大学博物館がかかわることと、他大学では養成することのできない学芸員候補者を育成するという、養成システムの見直しをも含めた強い自覚であろう。

佐賀大学では、平成28年に新学部として芸術学部（仮称）が設立される予定である（設置認可申請中）。新学部には日本ではじめての「キュレーター養成コース」のセットアップが計画されている。新学部設立を機に、これまで以上に指導体制を強化し、何より優先される、学芸員を育成するという学部のミッションの実現に向けて、今、何が必要かを再考しなければならない。

VI. 大学博物館の利点 —— 結語

大学博物館の問題点として、守重信郎は次の3つを指摘している。第一には、大学博物館に関する法的規定がなく、さまざまな形態の大学開放施設が大学博物館の範疇に収められている点。第二には、大学博物館の職員構成に兼務が多く、慢性的な職員不足に陥り、学芸員が専門的な活動に打ち込める環境にないこと。第三には、博物館予算が大学の経理に大きく左右され、博物館独自の活動が困難なことである²⁰。そのような状況下だが、それでも、大学博物館ならではの良さも、確かにある。

よくユニバーシティ・ミュージアムの利点にあげられるのが、人的資源である。同じ組織内に帰属する大学内の教員という膨大な知的資産があり、活用の道が制度的に許されている状況は、地域館にはない。博物館内の人材では限りのある事業について、特定のプロジェクトのような限定された機会だけではなく、日常的、また長期的に構想、展開していくことも可能である。職員についても同様である。大規模地域館のように学芸員を含む大勢が博物館業務にあたる施設をうらやましく思う一方、そこでは、殆どのが館内で処理され、解決されねばならない。大学博物館の場合には、館を出て別棟に行けば、所属部課の上司や、その他にも大勢の職員が働いていて有益な助言や協力を得ることができる。もちろん、それぞれが忙しい教職員の理解を得るためには、また、協働する中でも博物館学の基本線を担保していくためには、粘り強い説明や、実際に博物館の仕事を示していくこと、そして、博物館の職員自身が各学部の研究や事績について、あるいは学内組織の動きや仕事について謙虚に学んでいく姿勢が不可欠である。

横断的な発想や、実験的な試み、研究室内では許されないような無謀な取り合わせも、博物館を舞台にすれば可能となる。そのような中から、新しい学問領域や、研究対象すら生まれてくるかもしれない。そして、知の先端を垣間見たお客様が、それを面白いと思われたり、とりわけ若い来館者が自分の将来につながる何かを見出しだりするならば、それに勝ることはない。

西野嘉章の『大学博物館』の冒頭部にある言葉を引用する。「大学博物館は、なるほど、大学の一部局でありかつまた一個の博物館施設である。しかし、大学（University）と博物館（Museum）、これら二つの施設・組織の臨界域に位置する大学博物館は…一般の博物館と似て非なるもの。なぜなら、大学博物館は学問の体系に則って収集された学術標本コレクションを恒久的に保存・管理する保管施設であると同時に、学内の教育研究を支援する基盤施設であり、かつまた先端的な知と情報を創出・発信する戦略施設だからである」²¹。

平成19年、これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議は、登録博物館が博物館全体の9.6%という状況の改善のために、設置者の別を問わない登録制度の導入を提言した²²。平成20年の博物館法改正には直接反映されず、今後の課題となった。同会議は平成22年の報告で、再度申し出ている²³。

20 守重信郎「わが国の大学博物館の問題点とその背景」『日本大学大学院総合社会情報研究科紀要』No.8, 2007年、209-219頁。

21 西野、前掲書、i-ii頁。

22 平成19年6月「博物館の設置及び運営上の望ましい基準の見直しについて」、前掲『博物館に関する基礎資料』471頁。

同報告書には、また、こうある。「博物館の運営財源の大部分は、従来、設置者の負担であったが、今後は、そのみならず、資料の寄贈なども含めて幅広い財源の確保に努めることが望ましい。そのためにも直接の博物館利用者のみならず、広く地域住民に現在の博物館の姿を伝えることなどを通じて博物館への関心を高め、理解を得ることが重要である」²⁴。

博物館も、博物館法も曲がり角を迎えつつあり、それは、大学博物館にも何らかの形で影響してくるだろう。学芸員は常に外界の動きに敏感になり、大学や博物館が、その段階で最良の道を選べるようにアンテナを張っておかなくてはならない。すでに状況はゆるやかなカーブの途上にあり、ひょっとすると気づいた時には流れが大きく変わっている可能性もある。

大学博物館は、新時代の博物館へと向かう総合的な動きの中で何らかの役割を果たしていくことも、学校教育の本分を守り、一般博物館とは一線を画した独自の運営を続けていくことも、いずれも選択でき、いずれも意味がある。博物館相当施設の申請をすることは一つの選択肢に過ぎないが、その背後には、どの方向へと館を向かわせるか、学校教育と社会教育の比重の置き方、他館・他大学博物館との連携等、様々な課題が横たわっている。関係者たちには、着眼大局・着手小局の、冷静で多方向的な判断が求められる状況が今後も続いていくだろう。

23 平成22年3月「博物館設置及び運営上の望ましい基準の見直しについて（報告）」、前掲『博物館に関する基礎資料』538-550頁。

24 同上、541頁。